

## 用地の比較評価項目検討資料（その２）への意見

平成25年10月1日

渡辺忠明

### 1. 「募集の絶対要件」の4

国定公園に「県立自然公園」を加える。

理由：検討地域内に手賀沼があり、該当。

### 2. 12～14の中項目、「自然環境の保全」を「自然環境及び自然景観の保全」とする。

理由：自然景観は、自然環境に包含されるが、一般の方に分かりやすくするため。

### 3. 12の備考を「特に貴重種、猛禽類の生息する貴重な生態系の保護」に修正

理由：検討区域内のオオタカの生息地がある。

解説：絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律では、希少種と言うが、一般の方へのわかりやすさから、貴重種とする。

なお、生物多様性は、科学的には、遺伝子・種・生態系に関して言い、生物多様性基本法では、遺伝子については、「種内に様々な差異が存在する」と表現している。

何れにしても、本資料では種と生態系の多様性を言うことで良い。

### 4. 13の小項目は「里地・里山の景観保全」とする。

備考は削除

理由：里山は、多くの場合、谷津田とセットで言われるし、環境省では、里地・里山とセットで政策を掲げている。

なお、里地・里山は、そこに生息する生物と景観がセットだが、生物は、12で言及しているので、ここは、一般の方に分かりやすく、「景観」を加えるべきと考える。

森林法の対象外の里山も有りうる。

### 5. 14の備考に「特に湧水地」を加える。

### 6. 16は削除。

理由：中間処理場を建設すれば、何処であっても避けて通れない。

### 7. 「教育施設等への近接」を「教育施設・福祉厚生等への近接」に変更。

従って、備考欄は、通学路の安全確保（交通事故等を考慮）及び福祉厚生施設への影響に変更。

理由：現施設でも敷地境界でさへ環境影響は認められないので、杓子定規に県の基準は当てはめる必要はない。但し、これら施設への影響は考慮する姿勢は示す。

### 8. 21の備考は、「景観上の影響への配慮、敷地の修景緑化」とする。

理由：修景緑化は、景観上の影響の配慮の措置であるが、特記し、一般の方に分かりやすくする。

### 9. 35は、用地選定の各段階で、行うべきことで、評価項目には馴染まないで削除。